

第14回

定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時

2025年11月26日（水曜日）

午前11時 受付開始 午前10時30分

開催場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

渋谷ソラスト4階

渋谷ソラストコンファレンス

議 案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

株式会社ココナラ

証券コード：4176



証券コード 4176
(発送日) 2025年11月11日
(電子提供措置の開始日) 2025年11月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番1号
渋谷インフォスター6F
株式会社ココナラ
代表取締役社長 鈴木 歩

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://coconala.co.jp/ir/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4176/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ココナラ」又は「コード」に当社証券コード「4176」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討の上、2025年11月25日（火曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネット等による議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネット等による議決権の行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月26日（水曜日）午前11時（午前10時30分受付開始）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2024年9月1日から2025年8月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - （3）インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
5. その他の事項
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年11月26日（水曜日）
午前11時（受付開始:午前10時30分）



インターネット等で 議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛
否をご入力ください。

行使期限

2025年11月25日（火曜日）
午後7時 入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご
表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年11月25日（火曜日）
午後7時 到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

（裏面）

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第2、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

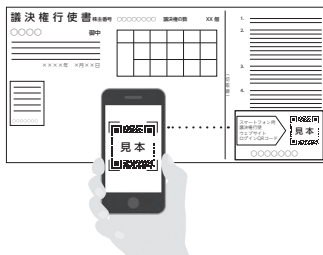
- ・インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

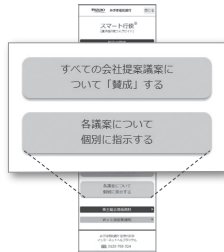
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

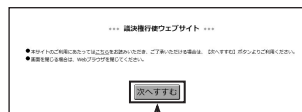
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

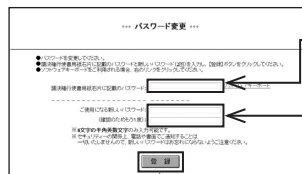
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00～21:00)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループにおきましては、「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」をビジョンに掲げ、EC型のサービスマーケットプレイスである「ココナラスキルマーケット」の他、エージェント型サービスである「ココナラテック」や「ココナラアシスト」等を展開しております。当社グループはオフラインで日常的に行われているあらゆる取引をオンラインでより便利に置き換えていくことで、唯一無二のサービスプラットフォームとなることを目指しております。

当社グループがターゲットとする個人・企業間サービスにおいては、潜在市場規模は約37兆円と非常に大きい一方、オンラインで取引される比率は1%程度と推定されています（情報通信総合研究所による推定値）。オンラインでのサービス取引は、人生100年時代の到来や働き方改革でライフスタイルが従来とは大きく変化する中、社会的にも重要性の高い市場と考えております。

当連結会計年度は、2024年8月期に立ち上げた「ココナラアシスト」が単月黒字を達成する等、既存事業が順調に成長した他、「ココナラスカウト」や「ココナラコンテンツマーケット」といった新規事業の立ち上げを行い、ココナラ経済圏の拡大を進めました。

この結果、当連結会計年度の流通総額は17,228,331千円（前期比8.8%増）、売上高は9,410,783千円（前期比42.8%増）、営業利益は256,121千円（前期比16.0%減）、経常利益は227,276千円（前期比0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は306,904千円（前期比25.9%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、事業セグメントを集計する報告セグメントの区分方法を見直し、従来の「メディア」を「マーケットプレイス」と統合いたしました。これに伴い、前連結会計年度のセグメント情報も、変更後の区分に基づき開示しております。

また、第3四半期連結会計期間より、従来「エージェント」セグメントとして集約していた複数の事業のうち、「ココナラ募集（継続型）」について、「マーケットプレイス」セグメントとして開示しております。これは、同事業が急速に拡大し、今後その重要性が増す見込みであることに加え、プラットフォームでのマッチングという事業の性質に鑑み、「エージェント」セグメントよりも「マーケットプレイス」セグメントで管理することが事業実態をより適切に表すと判断したためです。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、量的重要性が低いことから、変更後の区分への組替再表示を行っておりません。

1. マーケットプレイス

「マーケットプレイス」においては、「ココナラスキルマーケット」での「定期購入機能」のリリースや、生成AIを活用した「ココナラ募集」のユーザビリティ改善など、より多くのマッチング機会の創出に取り組んでおります。これにより、購入ユニークユーザー数・1人当たり購入額ともに増加しました。また、「ココナラ法律相談」について、ユーザーと弁護士のマッチング精度・量ともに順調であることから有料登録弁護士数が拡大しており、これを背景として弁護士からの広告収入である固定の利用料も増加しております。加えて、2025年4月より、記事・画像・イラストが集客不要で販売できる新サービス「ココナラコンテンツマーケット」を開始した他、2025年7月には出品者のためのオールインワン支援サービス「セラーサポート」を開始しております。

この結果、売上高は5,720,718千円（前期比13.2%増）、セグメント利益は555,411千円（前期比6.1%減）となりました。

2. エージェント

「エージェント」においては、2024年6月に子会社化した株式会社ココナラテックのPMI推進の結果、営業効率が大きく改善した他、2024年8月期に立ち上げた「ココナラアシスト」がクライアント数・稼働者数ともに増加し、順調に成長しました。

この結果、売上高は3,690,065千円（前期比140.4%増）、セグメント損失は278,923千円（前期は241,482千円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年2月28日付で、当社の連結子会社であった株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社コナラスキルパートナーズ）の全保有株式を株式会社A.S.Y.Sに譲渡しました。

これに伴い、同社と同社の子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合及び同社の持分法適用会社であるCSP2号有限責任事業組合、CSP2号投資事業有限責任組合を連結範囲及び持分法適用範囲から除外しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2022年 8 月期)	第 12 期 (2023年 8 月期)	第 13 期 (2024年 8 月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2025年 8 月期)
売 上 高(千円)	3,837,213	4,679,023	6,588,712	9,410,783
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△511,269	△168,277	225,671	227,276
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△494,355	△75,899	243,716	306,904
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△21.28	△3.20	10.21	13.07
総 資 産(千円)	4,327,398	5,232,914	8,254,770	6,325,234
純 資 産(千円)	2,437,666	3,125,963	3,786,085	2,417,262
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	84.40	81.65	92.20	89.10

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2022年 8 月期)	第 12 期 (2023年 8 月期)	第 13 期 (2024年 8 月期)	第 14 期 (当事業年度) (2025年 8 月期)
売 上 高(千円)	3,837,213	4,555,534	5,291,776	5,984,584
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△496,061	△72,343	469,382	400,048
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△493,851	△73,983	292,790	431,044
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	△21.26	△3.12	12.27	18.36
総 資 産(千円)	3,889,477	4,068,475	6,150,738	5,868,022
純 資 産(千円)	1,999,956	2,058,724	2,496,420	2,587,846
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	84.41	81.72	94.33	96.85

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社みずほココナラ	15,000千円	51.0%	法人向けスキル・人材マッチングプラットフォームの運営・開発等
株式会社ココナラテック	65,675千円	100.0%	フリーランスエンジニアのマッチングプラットフォームの運営

- (注) 1. 2024年9月1日にアン・コンサルティング株式会社は、株式会社ココナラテックに社名変更しております。また、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）は、2025年2月28日に全保有株式を譲渡したことにより、重要な子会社から除外いたしました。
2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ココナラテック
特定完全子会社の住所	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号
当社における 特定完全子会社の株式の帳簿価格	1,267,737千円
当社の総資産総額	5,868,022千円

(4) 対処すべき課題

① 出品サービス数の増加に対する検索及び購入の容易さの継続的向上

「ココナラスキルマーケット」は多様なニーズに対応する出品を揃えることで、仕事や相談の窓口となる存在を目指しております。2025年8月末現在、出品サービス数は約100万件と、多様なニーズに対応するサービス数となっていますが、購入者が欲しいサービスをスムーズに発見できるようにし、また、サービスを検索後に購入完了まで容易にたどりつく必要があると認識しております。

かかる課題に対処するため、当社グループでは出品サービスが適切なカテゴリで出品されることを担保するために、適宜カテゴリを見直し、追加、修正を行っております。この際、ユーザーの利便性や利用頻度向上などの観点から、特定のカテゴリを異なるサービスとして独立して運営することも候補に検討を行っております。また、サービス選択後、購入者が普段から利用する決済手段がないことで、購入完了までたどりつけないことがないように、多様な決済手段を導入しており、クレジットカード決済、キャリア決済及び銀行振込等が利用可能となっております。

② 新規ユーザー獲得のための認知度の向上

当社グループのビジョンである「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」の実現に向けて、幅広い利用者が利用できる多種多様なサービスを取り扱うマーケットプレイスとして認知されるためには、購入者、出品者ともに登録数の増加が必要と認識しております。

これらを促進するためには、安心・安全に利用できる取引環境の提供に加えて、ユーザーニーズに応じた出品サービスの獲得に注力すると共に、新規ユーザーの獲得、既存ユーザーのリテンション強化のためのマーケティング活動を継続的に推進してまいります。

当社グループにおいては、主に、高い認知度によるオーガニックなユーザー流入、及び、オンライン広告によってユーザーを獲得しております。なお、過去においては複数回にわたりTVCMを放映してまいりましたが、今後のTVCMについては、費用対効果等を考慮し、慎重に検討した上で、実施する方針であります。

③ 新規事業の立ち上げ

ユーザーの幅広いニーズに対応するため、当社グループはサービスラインナップを広げる方針です。

「マーケットプレイス」セグメントにおいては、2024年4月に「ココナラ募集」のフルリニューアルを行い、今まで「ココナラスキルマーケット」でも対応してきた「単発役務」に加えて、業務委託人材の採用である「継続役務」への依頼領域を拡大しております。また、2025年4月に、企業がココナラに登録するプロ人材に直接アプローチすることができる新たなマッチングサービス「ココナラスカウト」を開始した他、2025年4月に、記事、画像、イラストなど

100種類以上のカテゴリからオリジナルのデジタルコンテンツを売買できるプラットフォーム「ココナラコンテンツマーケット」を開始しております。

「エージェント」セグメントにおいては、2023年8月期より開始した「ココナラテック」に加え、2024年8月期からは、「ココナラプロ」、「ココナラコンサル」、「ココナラアシスト」を開始しております。加えて、2024年6月には、ココナラテック事業の拡大を目指して、2024年6月に子会社化した株式会社ココナラテックのPMIを推進し、営業効率が改善しております。

これらの対応を通じて、ココナラ経済圏を拡大し、当社グループサービスの利用を推進していきます。なお、今後の新規事業の立ち上げにあたっては、事業開発（自社オーガニックでの立ち上げ）を原則としつつも、投資効率を比べながらM&Aも積極的に行っていく方針であります。

④ 安心・安全なサービス体制の強化

当社グループの営む「ココナラスキルマーケット」等のサービスは、取引が出品者及び購入者であるユーザー間で行われるため、サービスを提供する出品者の信頼性の確認が容易ではなく、トラブル対応等に不安があることを理由に、当社グループが運営するサービスの利用を控えるといったことが起こりうると考えております。

当社グループでは、当社グループが運営するサービスが安心・安全に取引を行える場所であり続けることを重要な課題として認識しており、カスタマーサクセスのスタッフが中心となり、安心・安全なサービス購入体験を担保するため、利用規約、ご利用ガイドの見直し、サービスやメッセージの監視や出品者の本人確認などを行っております。また、出品サービスの健全性を保つために、専任のスタッフを配置しております。専任スタッフは週次で定例ミーティングを実施し、出品サービスの理解を深めるとともに、新たな論点などを議論しております。このような取り組みに関して、2017年11月には一般社団法人シェアリングエコノミー協会が定めるシェアリングエコノミー認証制度を取得いたしました。当該認証制度は、シェアリングエコノミーに基づくサービスが、内閣官房IT総合戦略室がモデルガイドラインとして策定した「遵守すべき事項」に基づいており、一般社団法人シェアリングエコノミー協会が認定した自主ルールに適合していることを証明する制度です。今後も利用者が安心・安全に当社グループが運営するサービスを利用できるように継続的な取り組みを行ってまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社グループが運営するサービスでは、利用者の個人情報を取り扱っており、強固な情報管理体制の確保が重要であると認識しております。

情報セキュリティ管理規程及び情報セキュリティ管理マニュアルを制定し、また、情報システムにおける管理体制強化を目的として情報システム開発・運用管理規程及び情報システム開発・運用管理マニュアルを制定し、運用をしておりますが、今後も情報管理体制を重要な課題として

認識し、情報管理体制を強化するべくサイバーセキュリティに関する各種施策を推進してまいります。

⑥ システムの安定稼働

当社グループが運営する「ココナラスキルマーケット」等のサービスは、インターネットを通じたサービスであり、システムの安定稼働が不可欠であります。

かかる課題に対処するために、登録者数の増加によるデータ量の増加に対応するためのシステム投資をはじめ、リアルタイムでの各種KPIモニタリングと対応ガイドラインによるサイトアクセスやデータ量増加への初動の強化など運用監視体制の強化を引き続き行ってまいります。

⑦ 経営管理、内部管理、及びコンプライアンス体制の強化

継続的な事業拡大に向けて、経営管理、内部管理体制及びコンプライアンスの強化が不可欠であります。経営管理では会議体の運営を通じて、KPIのモニタリングを適切に実施していきます。内部管理及びコンプライアンスでは、社員に対する継続的な研修及び啓蒙活動を行うことで、内部管理体制の強化を図り、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年8月31日現在)

事業	サービス内容
マーケットプレイス	個人の知識・スキル・経験に基づくサービスを売買するスキルのマーケットプレイス「ココナラスキーマーケット」等の運営 一人ひとりにあった弁護士が見つかる検索メディア「ココナラ法律相談」の運営
エージェント	ITフリーランスと企業の業務委託案件をつなぐ「ココナラテック」の運営 優秀なアシスタントがビジネスをサポートする月額制サービス「ココナラアシスト」の運営 トップクリエイターと企業のマッチングを創出する「ココナラプロ」の運営 ハイレベル人材を活用して企業の経営課題を解決する「ココナラコンサル」の運営

(6) 主要な事業所 (2025年8月31日現在)

①当社

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区桜丘町20番1号

②子会社

名称	所在地
株 式 会 社 み ず ほ コ コ ナ ラ	東京都渋谷区桜丘町20番1号
株 式 会 社 コ コ ナ ラ テ ッ ク	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号

(注) 株式会社クレストスキルパートナーズ (旧株式会社ココナラスキーマーパートナーズ) は、2025年2月28日に全保有株式を譲渡したことにより、子会社から除外いたしました。

(7) 従業員の状況 (2025年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数
マーケットプレイス	198名
エージェント	68名
合計	266名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219名	13名	34.7歳	2.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマーを含み、派遣社員は除く）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,050,000千円
株式会社みずほ銀行	73,344千円
株式会社りそな銀行	20,845千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2025年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 71,268,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,047,300株
- (3) 株主数 12,846名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
note株式会社	2,190,000株	9.70%
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS PACIFIC FUND - PACIFIC POOL	1,153,500	5.11
新明 智	1,054,000	4.67
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,051,100	4.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	811,089	3.59
楽天証券株式会社	729,400	3.23
日本生命保険相互会社	497,800	2.20
鈴木 歩	428,500	1.90
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	418,900	1.86
JPモルガン証券株式会社	410,915	1.82

（注）当社は、自己株式1,468,853株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役1名に対して、譲渡制限付株式報酬としての普通株式29,000株を交付しました。なお、監査等委員である取締役及び社外取締役については、該当する事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年8月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鈴 木 歩	マーケットプレイス事業本部、ココナラ募集事業部、マーケティング部、エージェント事業本部、CEO室、経済圏共通企画室、経済圏共通基盤開発室、デザイン統括部、データテクノロジー室、事業開発室、コーポレート本部	株式会社みずほココナラ 代表取締役社長 株式会社ココナラテック 代表取締役
取 締 役	小 池 政 秀	－	gratch scaling株式会社 代表取締役 BusenaProduct株式会社 代表取締役 ヘルスケアマーケティング＆テクノロジー株式会社 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	矢 富 健 太 朗	－	南富士有限責任監査法人 パートナー 株式会社Glocalist 社外取締役（監査等委員） 株式会社Carry On 監査役 株式会社みずほココナラ 監査役 アポロアドバイザリー合同会社 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	肥 後 結 花	－	インクルージョン・ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社フライヤー 社外取締役 大阪大学大学院国際公共政策研究科 ESGインテグレーション研究教育センター 招聘准教授 日本ベンチャーキャピタル協会 理事
取 締 役 (監査等委員)	今 村 健 一	－	株式会社ispace Chief People Officer

- (注) 1. 取締役小池政秀氏、取締役（監査等委員）矢富健太郎氏、取締役（監査等委員）肥後結花氏及び取締役（監査等委員）今村健一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）矢富健太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、矢富健太郎氏を監査等委員会の議長として選定しております。

4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役南章行氏は、2025年1月29日付にて退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、株式会社コナラスキルパートナーズ（現 株式会社クレストスキルパートナーズ）代表取締役でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および当社の子会社の取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。保険料は全額会社が負担しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものと判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を

踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式）とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、毎事業年度の業績等を踏まえて、2022年11月29日付定時株主総会に基づき、基本報酬と別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき、普通株式の総数は80千株以内で、年額20,000千円以内で支給することとし、各事業年度末から定時株主総会の開催後2ヶ月以内を目安とする時期に開催される取締役会において、その支給を検討・決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の継続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように決定する。なお、当社は、業績連動報酬等を支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の指名報酬委員会において報酬議案の策定又は諮問を行った後、取締役会決議においてその決定を行う方針とする。

任意の指名報酬委員会については、その構成員の過半数を独立社外取締役とする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対 象 と な る 役 員 の 員 数
		基 本 報 酬	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	63,188千円 (3,450)	57,620千円 (3,450)	5,567千円 (－)	4名 (2)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	11,854千円 (11,854)	11,854千円 (11,854)	－ (－)	4名 (4)
合 計 (うち社外役員)	75,042千円 (15,304)	69,474千円 (15,304)	5,567千円 (－)	8名 (6)

- (注) 1. 上表には、退任した取締役2名(うち社外取締役1名)及び監査等委員である取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬総額は、2024年11月27日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内(社外取締役分は、年額5,000千円以内)と決議しております。当該定時株主総会終結後の対象となる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、3名(うち社外取締役は1名)です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬総額は、2022年11月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結後の対象となる取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役3名)です。
4. 当該金銭報酬とは別枠で、2022年11月29日開催の定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に対して、普通株式の総数は年間80千株以内とし、報酬総額は年額20,000千円以内とする譲渡制限付株式を報酬等として支給することについて決議しております。なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。当該定時株主総会終結後の対象となる対象取締役の員数は、2名です。
5. 非金銭報酬は、2022年11月29日開催の取締役会の決議、2023年11月29日開催の取締役会の決議、及び2024年11月27日開催の取締役会の決議に基づき、取締役1名に付与した譲渡制限付株式の割当てにかかる費用を記載しています。なお、非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式報酬であり、取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるための報酬として金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものです。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・各社外取締役の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	小 池 政 秀	2024年11月27日の就任以降開催された取締役会29回のすべてに出席いたしました。社外役員としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	矢 富 健 太 朗	当該事業年度に開催された取締役会34回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて公認会計士として財務及び会計の専門家としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士の専門的見地から適宜意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員)	肥 後 結 花	当該事業年度に開催された取締役会34回のすべてに、また、監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて会社経営者としての見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者の経験を踏まえ、適宜意見を述べております。

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役 期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	今 村 健 一	2024年11月27日の就任以降開催された取締役会29回のすべてに出席いたしました。また、監査等委員会9回のすべてに出席いたしました。取締役会においては、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて人事・経営企画分野における専門性を生かした見地から意見を述べており、期待された役割を果たしております。また、監査等委員会においては、社外取締役（監査等委員）として行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて出席した取締役会及び監査等委員会において、人事・経営企画分野における専門的な経験を踏まえ、適宜意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、又は、会計監査人の適格性及び独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は再任しないことを内容とする議案を決定します。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,248,143	流動負債	2,778,232
現金及び預金	2,936,000	買掛金	270,457
売掛金	874,589	未払金	446,226
前払費用	187,444	未払費用	75,532
未収還付法人税等	2	未払法人税等	57,098
その他	250,105	前受金	722,364
固定資産	2,074,992	預り金	882,360
有形固定資産	178,896	1年内返済予定の長期借入金	209,988
建物	261,483	1年内償還予定の社債	20,000
工具、器具及び備品	106,358	賞与引当金	2,224
減価償却累計額	△188,945	ポイント引当金	2,320
無形固定資産	1,252,402	クーポン引当金	8,742
ソフトウェア	15,331	その他	80,918
のれん	919,735	固定負債	1,129,739
顧客関連資産	317,335	社債	60,000
投資その他の資産	643,693	長期借入金	934,201
長期前払費用	5,156	繰延税金負債	98,543
差入保証金	500,227	資産除去債務	36,995
繰延税金資産	134,530	負 債 合 計	3,907,972
その他	3,778	(純資産の部)	
繰延資産	2,098	株主資本	2,011,693
株式交付費	587	資本金	1,255,356
社債発行費	1,511	資本剰余金	1,019,123
		利益剰余金	255,323
		自己株式	△518,109
		新株予約権	401,116
		非支配株主持分	4,452
		純 資 産 合 計	2,417,262
資 産 合 計	6,325,234	負 債 純 資 産 合 計	6,325,234

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
売上高					9,410,783
売上原価					3,286,934
売上総利益					6,123,848
販売費及び一般管理費					5,867,727
営業利益					256,121
受取利息				4,930	
受取還付金				2,174	
雑収入				3,047	
受取損害賠償金				4,395	
経営指導料				7,727	
その他				4,528	26,804
営業外費用					
支払利息				14,697	
投資有価証券評価損				30,000	
持分法による投資損失				207	
その他				10,743	55,648
経常利益					227,276
特別損失					
子会社株式売却損				1,409	1,409
税金等調整前当期純利益					225,867
法人税、住民税及び事業税				86,883	
法人税等調整額				△120,926	△34,042
当期純利益					259,909
非支配株主に帰属する当期純損失					46,995
親会社株主に帰属する当期純利益					306,904

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,674,618	流動負債	2,410,176
現金及び預金	2,780,221	買掛金	21,536
売掛金	463,185	1年以内返済予定の長期借入金	180,000
前払費用	177,089	未払金	417,262
その他	254,121	未払費用	57,854
固定資産	2,193,404	未払法人税等	55,141
有形固定資産	125,790	前受金	721,685
建物	171,161	預り金	879,385
工具、器具及び備品	79,277	ポイント引当金	2,320
減価償却累計額	△124,648	クーポン引当金	8,742
無形固定資産	161,607	その他	66,248
ソフトウェア	11,303	固定負債	870,000
のれん	118,003	長期借入金	870,000
顧客関連資産	32,300	負 債 合 計	3,280,176
投資その他の資産	1,906,007	(純資産の部)	
関係会社株式	1,283,037	株主資本	2,186,729
長期前払費用	4,991	資本金	1,255,356
差入保証金	500,227	資本剰余金	1,018,438
繰延税金資産	113,971	資本準備金	10,399
その他	3,778	その他資本剰余金	1,008,039
		利益剰余金	431,044
		その他利益剰余金	431,044
		繰越利益剰余金	431,044
		自己株式	△518,109
		新株予約権	401,116
		純 資 産 合 計	2,587,846
資 産 合 計	5,868,022	負 債 純 資 産 合 計	5,868,022

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年9月 1 日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			5,984,584
売 上 原 価			471,469
売 上 総 利 益			5,513,114
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			5,120,716
営 業 利 益			392,397
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	4,531		
受 取 還 付 金	1,738		
雑 収 入	3,047		
受 取 損 害 賠 償 金	4,395		
経 営 指 導 料	6,301		
為 替 差 益	854		
そ の 他	1,537		22,406
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	12,843		
支 払 手 数 料	1,570		
そ の 他	341		14,755
経 常 利 益			400,048
税 引 前 当 期 純 利 益			400,048
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	82,976		
法 人 税 等 調 整 額	△113,971		△30,995
当 期 純 利 益			431,044

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月3日

株式会社ココナラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 枝 和 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 竹 美 江

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ココナラの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ココナラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月3日

株式会社ココナラ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 枝 和 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 竹 美 江

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ココナラの2024年9月1日から2025年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月3日

株式会社ココナラ 監査等委員会

監査等委員

矢 富 健 太 朗 ㊞

監査等委員

肥 後 結 花 ㊞

監査等委員

今 村 健 一 ㊞

(注) 監査等委員矢富健太郎、肥後結花、今村健一は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	地位	担 当
1	すず き 鈴木	あゆむ 代表取締役社長	マーケットプレイス事業本部、マーケティング部、エージェント事業本部、データ&AI戦略部、経済圏統括部、CEO室、デザイン統括部、コーポレート本部
			再任
2	こ い け 小池	ま さ ひ で 政秀	取締役
			再任 社外 独立

（注）上記取締役候補者の当社における現在の地位及び担当は、本招集ご通知提供時点のものであります。

候補者番号

1

すず き
鈴木

あゆむ
歩 (1982年9月3日生)

所有する当社の株式数428,500株
在任年数 8年7カ月
取締役会出席状況34/34回

再任

【略歴、当社における地位】

2006年 4 月	株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社	2020年 9 月	当社代表取締役社長就任（現任）
2012年10月	株式会社リクルートマーケティングパートナーズ転籍	2024年 1 月	株式会社みずほコナラ 代表取締役就任（現任）
2015年 4 月	株式会社リクルートホールディングス出向	2024年 6 月	アン・コンサルティング株式会社（現 株式会社コナラテック）取締役就任
2016年 5 月	当社入社	2024年 9 月	株式会社コナラテック 代表取締役就任（現任）
2016年 9 月	当社執行役員就任		
2017年 3 月	当社取締役就任		

【重要な兼職の状況】

株式会社みずほコナラ 代表取締役社長
株式会社コナラテック 代表取締役

取締役候補者とした理由

鈴木歩氏は、代表取締役社長として、経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も引き続き、強力なリーダーシップにより当社の経営を行うにふさわしいと判断して取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

小池 政秀 (1975年7月6日生)

所有する当社の株式数78,500株
在任年数 1年0カ月
取締役会出席状況 29/29回

再任
社外
独立

【略歴、当社における地位】

1998年4月	萩島商事株式会社(現AiiA株式会社) 入社	2021年12月	gratch scaling株式会社 代表取締役就任 (現任)
2000年4月	リンクメディア株式会社 入社	2022年1月	BusenaProduct株式会社 代表取締役就任 (現任)
2000年10月	platform4e.com株式会社 入社	2022年4月	株式会社サイバーエージェント 専務執行役員CSO就任
2001年10月	株式会社サイプロ 入社	2023年1月	ヘルスケアマーケティング&テクノロジー株式会社創業 代表取締役就任 (現任)
2002年4月	株式会社サイバーエージェント 入社	2024年11月	当社 社外取締役 就任 (現任)
2011年4月	株式会社AMoAd 代表取締役就任		
2012年10月	株式会社サイバーエージェント 取締役就任		
2013年10月	株式会社サイバーエージェント 常務取締役就任		
2016年4月	株式会社AbemaTV 取締役就任		
2020年10月	株式会社サイバーエージェント 専務執行役員就任		

【重要な兼職の状況】

gratch scaling株式会社 代表取締役
BusenaProduct株式会社 代表取締役
ヘルスケアマーケティング&テクノロジー株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小池政秀氏は、サイバーエージェント専務執行役員／AbemaTV 取締役として、AmebaやABEMA 含むメディアPFモデルや、ゲーム、公営競技などのスケールを担当。新規事業立ち上げや経営の観点から、当社の経営に対して実効性が高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別利害関係はありません。
2. 小池政秀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小池政秀氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、小池政秀氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が選任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結して

おり、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。）。各候補者が取締役として選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても、同内容での更新を予定しております。

6. 当社は、小池政秀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の合計金額の上限は、2024年11月27日開催の定時株主総会において、金銭報酬として年額80,000千円以内（社外取締役分は、年額5,000千円以内）とご承認いただいております。

今回、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮しまして、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の合計金額の上限を、金銭報酬として年額150,000千円以内（社外取締役分は、年額10,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものとします。

また、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、本議案に基づく定額での基本報酬、2022年11月29日開催の定時株主総会においてご承認いただいた譲渡制限付株式報酬で構成します。なお、本議案に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、取締役会で決議いたしました「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（次頁を参照）に沿うものであり、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務に照らし、相当であると取締役会は判断しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、2名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案どおり可決承認されても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数に変更はありません。

(ご参考) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年8月12日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（譲渡制限付株式）とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及びその額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、每事業年度の業績等を踏まえて、2022年11月29日付定時株主総会に基づき、基本報酬と別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬制度に基づき、普通株式の総数は80千株以内で、年額20,000千円以内で支給することとし、各事業年度末から定時株主総会の開催後2ヶ月以内を目安とする時期に開催される取締役会において、その支給を検討・決定する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、取締役の役位や役割などに応じて、企業価値の継続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合となるように決定する。なお、当社は、業績連動報酬等を支給しない。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の指名報酬委員会において報酬議案の策定又は諮問を行った後、取締役会決議においてその決定を行う方針とする。

任意の指名報酬委員会については、その構成員の過半数を独立社外取締役とする。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2022年11月29日開催の第11回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬枠（2024年11月27日開催の定時株主総会において、年額80,000千円以内と承認いただいております。また、本総会において第2号議案が承認されますと年額150,000千円以内となります。）とは別枠にて、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額20,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年間80千株以内とすることについて、ご承認（以下「本決議」といいます。）いただいております。

今般、急速に変化する事業環境への対応を背景に取締役の役割・責務が増大していることや中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識をさらに高め、株主の皆様とのより一層の価値共有を進めることを目的として、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額を年額100,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をする当社の普通株式の総数を年400千株以内（但し、本議案が可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）へと変更したいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、事業報告「3. 会社役員の状況（5）取締役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、従前と同じ1名となります。

<参考>

2022年11月29日開催の第11回定時株主総会において、承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬の割当条件について（本総会での変更がない部分）

現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。なお、対象取締役への具体的な配分については、指名報酬委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

また、譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

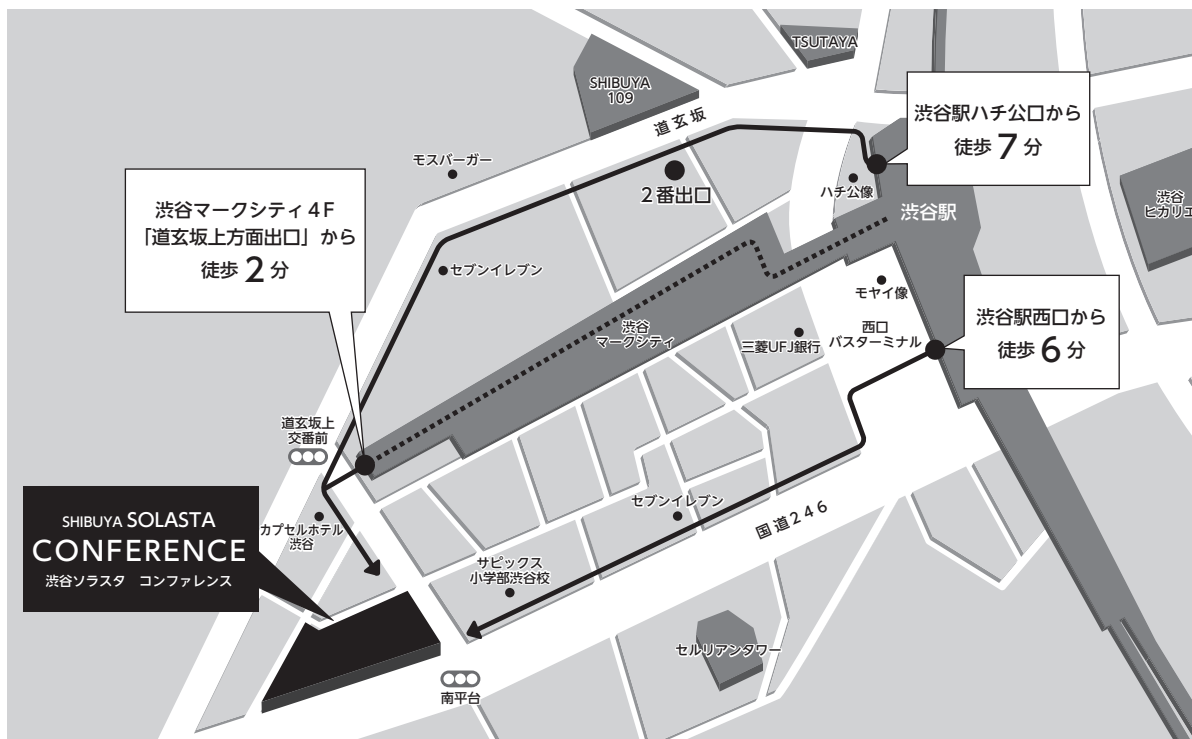
- (1) 対象取締役は、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以上

定時株主総会 会場のご案内

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス
TEL 03-5784-2604



交通 渋谷駅西口から 徒歩 6 分
渋谷マークシティ 4 F 「道玄坂上方面出口」 から 徒歩 2 分
渋谷駅ハチ公口から道玄坂経由 徒歩 7 分